

改 正 案	現 行
<p><u>第四章 指定認定機関</u></p> <p><u>(指定認定機関に係る指定の申請)</u></p> <p><u>第三十二条 法第七十七条の三十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて建設大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>一 定款又は書附行為及び登記簿の謄本</u></p> <p><u>二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。</u></p> <p><u>三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの</u></p> <p><u>四 申請に係る意思の決定を証する書類</u></p> <p><u>五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類</u></p> <p><u>六 組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p><u>七 事務所の所在地を記載した書類</u></p> <p><u>八 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書</u></p> <p><u>九 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者</u></p>	

の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十 認定員の氏名及び略歴を記載した書類

十一 現に行っている業務の概要を記載した書類

十二 認定書の業務の実施に関する計画を記載した書類

十三 その他参考となる事項を記載した書類

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 法第七十七条の三十六第二項の建設省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる建築物の部分又は工作物の部分に係る型式適合認定

イ 令第百三十六条の二の九第一号に掲げる建築物の部分

ロ 令第百三十六条の二の九第二号の表(一)の項に掲げる防火設備

ハ 令第百三十六条の二の九第二号の表(二)の項に掲げる屎尿浄化槽

ニ 令第百三十六条の二の九第二号の表(三)の項に掲げる非常用の照明装置

ク 令第百三十六条の二の九第二号の表(四)の項に掲げる給水タンク又は貯水タンク

ト 令第百三十六条の二の九第二号の表(五)の項に掲げる冷却塔設備

チ 令第百三十六条の二の九第二号の表(六)の項に掲げるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの

リ 令第百三十六条の二の九第二号の表(七)の項に掲げるエスカレーター

ヌ 令第百三十六条の二の九第二号の表(八)の項に掲げる避雷設備

ル 令第百四十四条の二の表(一)の項に掲げる乗用エレベーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)の部分で、昇降路及び機械室以外のもの

ヲ 令第百四十四条の二の表(一)の項に掲げる法第八十八条第一項に規定する  
エスカレーター（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トラス  
又ははりを支える部分以外のもの

ロ 令第百四十四条の二の表(二)の項に掲げるウォーターシユート、コースタ  
ーその他これらに類する高架の遊戯施設又はメリーゴラウンド、観覧車  
、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原  
動機を使用するものの部分のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及び  
これを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

二 次に掲げる型式部材等に係る法第六十八条の十一第一項の認証及び法第六  
十八条の十四第一項の認証の更新並びに法第六十八条の十一第三項の規定に  
よる公示

イ 令第百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分

ロ 防火設備

ハ 屎尿浄化槽

ニ 非常用の照明装置

ホ 給水タンク

ヘ 貯水タンク

ト 冷却塔設備

チ エレベーター（ルに掲げるものを除く。）

リ エスカレーター（ヲに掲げるものを除く。）

ヌ 避雷設備

ル 法第八十八条第一項に規定するエレベーター

ヲ 法第八十八条第一項に規定するエスカレーター

ロ ウォーターシユート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

カ メリーゴラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類す

る回転運動をする遊戯施設

三 次に掲げる型式部材等に係る法第六十八條の二十三第一項の認証及び法第六十八條の二十三第二項において準用する法第六十八條の十四第一項の認証の更新並びに法第六十八條の二十三第二項において準用する法第六十八條の十一第三項の規定による公示

イ 令第三百三十六條の二の九第一号に規定する建築物の部分

ロ 防火設備

ハ 尿尿浄化槽

ニ 非常用の照明装置

ホ 給水タンク

ヘ 貯水タンク

ト 冷却塔設備

チ エレベーター（ルに掲げるものを除く。）

リ エスカレーター（ヲに掲げるものを除く。）

ヌ 避雷設備

ル 法第八十八條第一項に規定するエレベーター

ヲ 法第八十八條第一項に規定するエスカレーター

ワ ウォーターシエート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

カ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設

（指定認定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十四条 指定認定機関は、法第七十七條の三十九第一項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十二号様式の指定認定機関変更届出書を、建設大臣に提出しなけ

ればならない。

(指定認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第三十五条 指定認定機関は、法第七十七条の四十第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十三号様式の指定認定機関業務区域変更申請書に第三十二条第一号から第五号まで、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

(指定認定機関に係る指定の更新)

第三十六条 法第七十七条の四十二第一項の規定により、指定認定機関が指定の更新を受けようとする場合は、第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。

(認定等の方法)

第三十七条 法第七十七条の四十二第一項の建設省令で定める方法は、次の各号に掲げる認定又は認証に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 型式適合認定 次のイ及びロに定める方法に従い、認定員二名以上によること。

イ 規則第十条の五の二に規定する申請書及びその添付図書により、次の①から③までの建築物の部分又は工作物の部分に応じ、それぞれ当該部分に掲げる一連の規定に適合しているかどうかについて審査を行うこと。

(1) 当該申請に係る建築物の部分が令第百三十六条の二の九第一号に掲げるもの 同号に掲げる規定

(2) 当該申請に係る建築物の部分が令第百三十六条の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるもの 同表の一連の規定の欄の当該各

項に掲げる規定

(3) 当該申請に係る工作物の部分が令第百四十四条の二の票の工作物の部分の欄の各項に掲げるもの 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定

ロ 審査を行うに際し、書類記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは一連の規定に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

二 型式部材等製造者の認証 次のイから八までに定める方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。

イ 規則第十条の五の六に規定する申請書及びその添付図書をもつて行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第六十八条の十三各号に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

ハ 当該申請に係る工場又は事業場において実地に行うこと。

(認定員の要件)

第三十八条 法第七十七条の四十二第二項の建設法令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることとする。

一 型式適合認定を行う場合 次のイからホまでのいずれかに該当する者

イ 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する分野について高度な専門的知識を有

する者

ハ 建築主事の職にあつた者若しくは確認検査員の職にあり、又はあつた者で、かつ、当該役職において法第六条から法第七条の四までに規定する確認又は検査に関して三年以上の実務の経験を有する者

ニ 建築基準適合判定資格者の登録を受けた者で、かつ、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

ホ 建設大臣がイからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

二 法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項の規定による認証を行う場合 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者

ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査、品質管理の業務（工場又は事業場で行われるものに限る。）の責任者として十年以上の実務の経験を有する者

ハ 建設大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（認定員の選任及び解任の届出）

第三十九条 指定認定機関は、法第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十四号様式の指定認定機関認定員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

（認定等業務規程の認可の申請）

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定

等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式の指定認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
- 三 認定等の業務の範囲に関する事項
- 四 認定等の業務の実施方法に関する事項
- 五 認定等に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 認定員の選任及び解任に関する事項
- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 型式部材等製造者の認証に係る検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 九 認定等の業務の実施体制に関する事項
- 十 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項

(指定認定機関による認定等の報告)

第四十二条 指定認定機関は、法第六十八条の二十五により認定等を行ったとき



は、認定書又は認証書の交付を行った後遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、建設大臣に報告しなければならない。

- 一 型式適合認定を行った場合 別記第十七号様式による報告書に認定書（当該認定内容を記載した図書を含む。）の写しを添えて行つて。
- 二 法第六十八条の十一第一項又は法第六十八条の二十三第一項の認証を行った場合 別記第十八号様式による報告書に認証書（当該認証内容を記載した図書を含む。）の写しを添えて行つて。
- 三 法第六十八条の十四第一項（法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新を行った場合 別記第十九号様式による報告書に認証書（当該認証内容を記載した内容を含む。）の写しを添えて行つて。

（帳簿）

第四十三条 法第七十七条の四十七第一項の認定等の業務に関する事項で建設省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定又は認証の業務に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 型式適合認定 次のイからチまでに定める事項
  - イ 認定を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
  - ロ 認定の申請を受けた年月日
  - ハ 認定の申請に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、名称、構造、材料その他の概要
  - ニ 審査を行った認定員の氏名
  - ホ 審査の結果（不合格の場合はその理由）
  - ク 認定番号及び認定書の交付を行った年月日
  - ト 法第七十七条の四十六第一項の規定による報告を行った年月日

- チ 当該認定に係る公示の番号及び公示を行った年月日
- 二 法第六十八条の十一第一項、法第六十八条の二十三第一項の規定による認定又は法第六十八条の十四第一項（法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新 次のイからヌまでに定める事項
- イ 認定を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- ロ 認定の申請を受けた年月日
- ハ 認定の申請に係る工場又は事業場の所在地、名称その他の概要
- ニ 製造する型式部材等に係る型式適合認定番号その他の概要
- ホ 審査を行った年月日
- ヘ 審査を行った認定員の氏名
- ト 審査の結果（不合格の場合はその理由）
- チ 認定番号及び認定書の交付を行った年月日
- リ 法第七十七条の四十六第一項の規定による報告を行った年月日
- ヌ 当該認定に係る法第六十八条の十一第三項（法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示の番号及び公示を行った年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第四十四条 法第七十七条の四十七第二項の認定等の業務に関する書類で建設省

令で定めるものは、次の各号に掲げる認定又は認証の業務に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 型式適合認定 規則第十条の五の二に規定する申請書及びその添付図書並びに審査の結果を記載した図書

二 法第六十八条の十一第一項、法第六十八条の二十三第一項の規定による認証又は法第六十八条の十四第一項（法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新 規則第十条の五の六に規定する申請書及びその添付図書並びに審査の結果を記載した図書

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の四十七第二項に規定する書類に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（指定認定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第四十五条 指定認定機関は、法第七十七条の五十第一項の規定により認定等の

業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十号様式の指定認定機関業務休廃止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

（認定等の業務の引継ぎ）

第四十六条 指定認定機関は、法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には

、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定等の業務を建設大臣に引き継ぐこと。
- 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他建設大臣が必要と認める事項

## 第五章 承認認定機関

(承認認定機関に係る承認の申請)

第四十七条 法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者

は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて

、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本若しくはこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び償償対照表  
その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（以下この号において「  
財産目録等」といつ）。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された  
法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予  
算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員  
の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した  
書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 事務所の所在地を記載した書類
- 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第

一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類

九 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十 認定員の氏名及び略歴を記載した書類

十一 現に行っている業務の概要を記載した書類

十二 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類

十三 その他参考となる事項を記載した書類

(承認認定機関に係る名称等の変更の届出)

第四十八条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第二十二号様式の承認認定機関変更届出書を、建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第四十九条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第二十三号様式の承認認定機関業務区域増加申請書に第四十七条第一号から第五号まで、第七号、第十二号及び第十三号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関の業務区域の変更の届出)

第五十条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第

第七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第二十四号様式の承認認定機関業務区域減少届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認定員の選任及び解任の届出)

第五十一条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十五号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の認可の申請)

第五十二条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第二十六号様式の承認認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第二十七号様式の承認認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関に係る業務の休廃止の届出)

第五十三条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十四第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し

、又は廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の承認認定機関業務休廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

第五十四条 令第三百二十六条の二の十一の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第五十五条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第五十六条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

- 2 検査を実施する日数は、当該検査等に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場ごとに三日として旅費相当額を計算する。
- 3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。
- 4 建設大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(準用)

第五十七条 第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の承認の申請に、第三十六条の規定は法第六十八条の二十五第三項の承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関に準用する。

## 第六章 指定性能評価機関

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 事務所の所在地を記載した書類
- 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない市の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- 九 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株



式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額を記載した書類

- 十 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 十一 評価員の氏名及び略歴を記載した書類
- 十二 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十三 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 十四 その他参考となる事項を記載した書類

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の建設省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで、同条第九号の二ロ、法第二十二條、法第二十三條、法第六十四條、令第九九條の三第一号及び第二号八、令第一百十二條第一項、令第一百十三條第一項第三号、令第一百十四條第五項、令第一百十五條の二第一項第四号、令第一百十五條の二の二第一項第一号及び第四号八並びに令第一百二十九條の二の五第一項第七号八の認定に係る評価を行う者としての指定
- 二 法第二条第九号、令第一条第五号及び第六号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 三 法第二十二條第一項及び法第六十三條の認定に係る評価を行う者としての指定
- 四 法第三十條の認定に係る評価を行う者としての指定
- 五 法第三十一條第二項の認定に係る評価を行う者としての指定
- 六 法第三十七條第二号の認定に係る評価を行う者としての指定

- 七 令第二十條の二第一号二及び令第二十條の三第二項第一号口の認定に係る評価を行う者としての指定
- 八 令第二十二條の認定に係る評価を行う者としての指定
- 九 令第二十二條の二第二号口の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十 令第二十九條及び令第三十條第一項の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十一 令第三十六條第二項第三号及び第四項並びに令第四十六條第四項の表一(ウ)の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十二 令第八十八條の三第一項第二号及び第四項の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十三 令第五百十二條第十四項及び第十六項、令第五百二十六條の二第二項、令第五百二十九條の十三の二第三号、令第五百三十六條の二第一号並びに令第五百四十五條第一項第二号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十四 令第五百十五條第一項第三号口の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十五 令第五百二十六條の五第二号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十六 令第五百二十九條の二第一項及び令第五百二十九條の二の二第一項の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十七 令第五百二十九條の二の五第二項第三号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十八 令第五百二十九條の二の七第三号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 十九 令第五百二十九條の四第一項第三号、令第五百二十九條の八第二項、令第五百二十九條の十第二項及び令第五百二十九條の十一第五項の認定に係る評価を行う者としての指定
- 二十 令第五百二十九條の十五第一号の認定に係る評価を行う者としての指定
- 二十一 令第五百四十四條第四号イ及び令第五百四十四條第六項の認定に係る評価

を行つ者としての指定

二十二 規則第一条の三第一項の認定に係る評価を行つ者としての指定

(指定性能評価機関に係る名称等の変更の届出)

第六十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行つ事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十号様式の指定性能評価機関変更届出書を、建設大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請)

第六十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第三十一号様式の指定性能評価機関業務区域変更申請書に第五十八条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関に係る指定の更新)

第六十二条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十一第一項の規定により、指定性能評価機関が指定の更新を受けようとする場合は、第五十八条及び五十九条の規定を準用する。

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十一第一項の建設省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行つてものとする。

一 規則第十条の五の二十一に規定する申請書（性能評価申請書）及びその添付図書をもって行つこと。

二 審査を行うに際し、書類記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行つこと。

三 前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、申請に係る建築材料その他のものの提出を受け、当該性能評価を行うことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行つこと。

四 次に掲げる認定に係る評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じてそれぞれに掲げる試験方法により評価を行つこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで若しくは第二十三条又は令第百九条の三第一号若しくは第二号八、第百十三条第一項第三号、第百十五条の二第一項第四号若しくは百十五条の二の二第一項第一号若しくは第四号八の規定に基づき認定。次の各号に掲げる基準に適合する試験方法。

(1) 実際のもと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のもので性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行つものであること。

(3) 試験体（自重、積載荷重又は積雪荷重を支えるものに限る。）に当該試験体の長期許容応力度に相当する力が生じた状態で行つものであること。ただし当該試験に係る構造に長期許容応力度に相当する力が生じないことが明らかな場合はこの限りでない。

(4) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ロ 法第二十九条第九号の二口若しくは法第六十四条又は令第四百十二条第一項、令第四百十四条第五項若しくは令第四百二十九条の二の五第七号八の規定に基づき認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものとの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる加熱炉を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ハ 法第二十二條第一項又は第六十三條の規定に基づき認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同じの構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものとの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 通常の火災による火の粉及び市街地における通常の火災による火の粉を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火の粉（法第六十三條の規定に基づき認定の評価を行う場合にあつては市街地における通常の火災による火の粉）を適切に再現した試験により行うものであること。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

二 法第二十条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づき認定

次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

- (1) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。  
ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。
- (2) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。
- (3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

ホ 法第三十号の規定に基づき認定 次の各号に掲げる基準に適合する試験方法

- (1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いること。  
ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。
- (2) 試験開口部をはさむ二つの室を用い、一方の室の音源から令第二十一条の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものであること。
- (3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

(評価員の要件)

第六十四条 法第七十七条の五十六条第二項において準用する法第七十七条の四十二条第二項の建設省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法に基づき大学又はこれに相当する外国の学校において建築機

械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

二 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等に関連する分野について高度な専門的知識を有する者

三 建設大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(評価員の選任及び解任の届出)

第六十五条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届け出たとき、別記第三十二号様式の指定性能評価機関評価員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価業務規程の認可の申請)

第六十六条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価業務規程の認可を受けようとするときは、別記第三十三号様式の指定性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第三十四号様式の指定性能評価機関性能評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価業務規程の記載事項)

第六十七条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十

五第二項の建設省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 性能評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が性能評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 性能評価の業務の範囲に関する事項
- 四 性能評価の業務の実施方法に関する事項
- 五 性能評価に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 性能評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 性能評価の業務の実施体制に関する事項
- 九 その他性能評価の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第六十八条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十

七第一項の性能評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 性能評価を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 性能評価の申請を受けた年月日
- 三 性能評価の申請に係る構造方法又は建築材料の種類、名称、構造、材料その他の概要
- 四 審査を行った評価員の氏名
- 五 性能評価書の交付を行った年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク



クに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

- 3 法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

#### （図書の保存）

第六十九條 法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第一項の性能評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものは、規則第十條の五の二十二に規定する申請書及びその添付図書並びに審査の結果を記載した図書とする。

- 2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第二項に規定する書類に代えることができる。

- 3 法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、性能評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

#### （指定性能評価機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第七十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項の規定により性能評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第三十五号様式の指定性能評価機関業務休止許可申請書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第一項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 性能評価の業務を建設大臣に引き継ぐこと。
- 二 性能評価の業務に関する帳簿及び書類を建設大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他建設大臣が必要と認める事項

## 第七章 承認性能評価機関

(承認性能評価機関に係る承認の申請)

第七十二条 法第七十七条の五十七第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第三十六号様式の承認人性能評価機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本若しくはこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び償値対照表その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（以下この号において「財産目録等」といつ）。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 事務所の所在地を記載した書類
- 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類
- 九 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額を記載した書類
- 十 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 十一 評価員の氏名及び略歴を記載した書類
- 十二 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十三 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 十四 その他参考となる事項を記載した書類

（承認性能評価機関に係る名称等の変更の届出）

第七十三条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行う事務所の所在地を変更しよつとするときは、別記第三十七号様式の承認性能評価機関変更届出書を、建設大臣に提出しなければならない。

（承認性能評価機関の業務区域の変更に係る認可の申請）

第七十四条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第三十八号様式の承認性能評価機関業務区域増加申請書に第七十二条第一号から第五号まで、第七号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる書類を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

(承認性能評価機関の業務区域の変更の届出)

第七十五条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の二十二第二項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第三十九号様式の承認性能評価機関業務区域減少届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(評価員の選任及び解任の届出)

第七十六条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届けようとするときは、別記第四十号様式の承認性能評価機関評価員選任等届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(性能評価業務規程の認可の申請)

第七十七条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価業務規程の認可を受けようとするときは、別記第四十一号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

2 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七

十七條の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の変更の認可を受け  
よつとすることは、別記第四十二号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程  
変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを建設大臣に  
提出しなければならない。

(承認性能評価機関に係る業務の休廃止の届出)

第七十八條 承認性能評価機関は、法第七十七條の五十七第二項において準用す  
る法第七十七條の三十四第一項の規定により性能評価の業務の全部又は一部を  
休止し、又は廃止しようとするときは、別記第四十三号様式の承認性能評価機  
関業務休廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(準用)

第七十九條 第五十九條の規定は法第七十七條の五十七第一項の承認の申請に、  
第六十二條の規定は法第六十八條の二十六第六項の承認に、第六十三條、第六  
十四條及び第六十七條から第六十九條までの規定は承認性能評価機関に、第五  
十四條から第五十六條までの規定は法第七十七條の五十七第二項において準用  
する法第七十七條の四十九第一項の検査に準用する。

(別記様式は省略)